主 本件各控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人等の負担とする。

控訴人両名訴訟代理人は「原判決を取消す。被控訴人等の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の負担とする。」との判決を求め、被控訴人両名訴訟代理人は「本件各控訴を棄却する。」との判決を求めた。

当事者双方代理人の事実上の陳述は、控訴人等訴訟代理人において(一)被害者 Aは控訴会社の臨時雇名義で採用されたのであるが自ら自動車運転免許証を有し 控訴人Bの専属助手として本件事故を起した自動車に常乗し、右Bに代つて該自動 車を運転した経験もあつて、同自動車の性能は熟知しており、また度々王子駅構内 で歯止め石を置いたり外したりする作業に従事し、この作業に伴う危険防止は十分 心得ていた者であつて、本件事故は要するに被害者が車止めの石塊を取り除くに当 り相当の注意を欠いた過失に基因するというべきであり、本件事故当時運転手B が、右のような技能経験ある助手において歯止めの石塊をいつものように無事取り のけたものと信ずることは当然であつて、その上に自動車の発進には最善の注意を 尽していたのであり、同控訴人には何等過失があつたとみらるべき状況はなかつ (二) 仮りに同人に過失があつたとしても、本件は同じ使用主の自動車運転手 と助手とが共同作業中に、双方の過失の競合によつて事故が生じたものであるか ら、使用主たる控訴会社との関係においては、その使用人が事業執行中純然たる第三者に損害を加えた場合とは全く性質を異にしているので、控訴会社には責任がない。(三)控訴会社において控訴人Bの選任監督につき何等過失がなかつたという 具体的事実としては、右Bは控訴会社が雇入れる前昭和二十一年十一月に自動車運 転の普通免許証を貰つているし、その後本件事故発生まで他に自動車事故を起した こともなく、控訴会社王子支店では特に車輌係長をおいて、毎朝車輪の整備荷物の 取扱その他事故防止につき、全使用人に注意を与え、また作業場を廻つて事故のな いよう注意し、事故当日も勿論事故を起さぬよう指示してあつたのである。

証拠として、被控訴人等訴訟代理人は甲第一考証、第二号証の一ないし十一を提出し、原審証人C、当審証人Dの各証言並びに原審及び当審における被控訴人E本人尋問の結果を援用し、乙第四、第五、第七各号証の成立は不知、その余の乙号各証の成立は認めると述べ、控訴人等訴訟代理人は、乙第一、第二号証、第三号証○一、二、第四ないし第八号証を提出し、原審証人F、同G、当審証人H、同I、同Jの各証言及び原審における控訴人B本人尋問の結果を援用し、甲号証は全部その成立を認めた。

理 由

被控訴人両名の長男である訴外亡Aが昭和二十四年一月初旬控訴会社に雇われ、 貨物自動車の運転助手として同会社の王子支店に勤務していたが、同年二月二十二 日国鉄線王子貨物駅構内において、同じく控訴会社に雇われていた控訴人Bと共同 で控訴会社の業務のため、貨物自動車に荷物を積込む作業に従事し、丁度積込を終 つて控訴人Bの操縦する右貨物自動車が発進した際、該自動車に轢かれて死亡した ことは、当事者間に争がない。

而して右事故が控訴人Bの過失に基因し、それが控訴会社の業務に従事中に惹起されたものであり、控訴人両名は各自被控訴人各々に対し損害賠償をすべき義務があるとなす原判決理由中の説示は、当裁判所も、当審における新たな証拠調の結果(前掲証人の各証言)を参酌してみても、そのとおりであると判断するところであるから、ここに該部分(記録一五九丁裏十一行ないし同一六一丁表九行)を引用する。控訴人等は当審で更に、本件事故はむしろ被害者Aの注意懈怠のみによつて生じたもので、控訴人Bには過失がなかつた旨を強調するけれども(前掲事実摘示(一))、別段右判断を覆すに足る程の証拠はない。

「控訴会社は、前掲事実摘示(二)にあるように、その使用人同志の共同作業中における双方の過失の競合によつて生じた本件事故については、事業主たる控訴会社に民法第七百十五条に定むる責任がないという趣旨の主張をしているが、本件のように事故の加害者被害者共に同一事業主の使用人であり、共同して同じ仕事(事業の執行)をしていた際の事故であつても、その事故が加害者たる一方の使用人の過失に基因するものである以上、その被害者に過失が認められる場合に、事業主たる使用者の損害賠償の責任、数額について、過失相殺の問題を生ずることあるべきは格別、使用者に民法第七百十五条の責任を生ずる余地なしということはできない。

本件事故発生後、被控訴人等と控訴人Bとの間に示談成立し、被控訴人等は同控訴人に対する損害賠償請求権を拠棄したという抗弁についての当裁判所の判断は、この点についての原審祇人G、当審証人I、同Jの各証言中に、多少右主張に副うような部分もあるが、いずれもあいまいであつて、これ丈けでは該事実を認めるに十分でなく、却つて当審における証人Dの証言及び被控訴人E本人尋問の結果は、示談書という成立に争なき乙第一号証によつて被控訴人等が控訴人等主張の如き示談書という成立に争なき乙第一号証によつて被控訴人等が控訴人等主張の如き示談書という成立に争なき乙第一号証によって被控訴人等が控訴人等主張の如き示談をしたものではないという心証を深からしむるものであることを附加する外、この点に関する原判決理由中の説示と同じであるから、該部分(記録一六一丁表十行目ないし同裏八行目)をここに引用して、右抗弁を排斥する。

る損害賠償責任を免れしめる旨の規定が、労基法第八十四条第二項に存するのである。而して労災保険法には同様の規定がないけれども、保険給付が災害補償の代払いであることから、全く同様に解すべきてあつて(労災保険法第二十条は間接にこの解釈上の一根拠となり得る)、被控訴人等において災害補償上の要件が備わり、前記の如く遺族補償費(労基法第七十九条労災保険法第十二条第四号)及び葬祭料(労基法第八十条労災保険法第十二条第五号)を受けたとしても、控訴人等が主張するように不法行為上の損害賠償請求権を全く失うものというべきではない。

〈要旨〉ことに本訴は精神上の苦痛に対する慰藉料のみの請求であるところ、 法にいう災害補償は、労働者又は</要旨>遺族に対しその労働力の回復又は生計維持 を図るために、積極的及び消極的の財産上の損害の填補に資せんとするものであつ て(労基法第七十五条ないし第八十一条参照)、精神上の苦痛に対する慰藉までも 目的とするのではないから、遺族において労災保険法による保険給付を全部受領し た場合になお右慰藉料の支払を認めても、別段前記二重に損害の填補を得させるよ うな不合理は生じないので、不法行為による損害の賠償として慰藉料の請求をすることができるものと云うべく、ただその額の算定に当り斟酌すべきことがらの一となるだけのことである。よつて労災保険給付により控訴人等の不法行為上の責任が 全く消滅したという前記控訴人等の主張は採用てきない。 而して被控訴人等か右 事故に因り、その長男を亡つた両親として精神上相当多大な苦痛を受けたに相違な いことは、経験則からも当然のことであるから、被控訴人等の請求するその額の算 定に入り按ずるに、当裁判所は、被害者Aに本件事故につき過失があつたことを認 めるに足りる証拠なしという点、並びにその額については、前段に認定した被控訴 人等において十九万円弱の労災保険給付を受けた事実及び原審証人G、当審証人J、 の各証言により認められる被害者亡Aのために控訴会社では、臨時雇ではあつたが 社員に準じた支店葬として、御通夜棺前読経などを行い、茨城県の郷里で行われた 葬式には王子支店営業課長を参列せしめ、多少の香奠も支払つている事実(以上は 控訴人等が前掲事実摘示(五)で主張している)をも参酌した上て、各金七万五千 円宛を相当と認める点について、原判決理由中に説示してあるとおりに判断するか ら、当該部分(記録一六一丁裏十二行ないし同一六二丁表十行)をここに引用す

以上の次第であるから各被控訴人が控訴人各自に対し慰藉料として金七万五千円及びこれに対する本件訴状送達の翌日たること当裁判所に顕著である昭和二十八年八月十六日以降完済に至るまで年五分の法定利率による遅延損害金の支払を求める本訴各請求は正当として認容すべく、これと同趣旨に出でた原判決は相当であつて、本件各控訴はその理由かないから、民事訴訟法第三百八十四条、第九十五条、第八十九条、第九十三条第一項に則り主文のとおりに判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 菅野次郎 判事 坂本謁夫)